

報道関係者 各位

平成30年7月31日

【照会先】

福岡労働局労働基準部監督課

監督課長 川辺博之

主任地方労働基準監察監督官 渡辺純一

(代表電話) 092(411)4862 (内線 4310)

(内線 4311)

## 外国人技能実習生の実習実施者に対する平成29年の監督指導結果を公表

福岡労働局は、このたび、平成29年に技能実習生の実習実施者に対して行った監督指導の結果について取りまとめましたので、公表します。

外国人技能実習制度は、外国人が企業などでの実習を通して技術を習得し、母国の経済発展を担う人材となるよう育成することを目的としています。しかし、実習実施者では、労使協定を超えた残業、割増賃金の不払い、危険や健康障害を防止する措置の未実施などの労働基準関係法令に違反する事例が依然として存在しています。

福岡労働局では、実習実施者に対し、監督指導等を実施することで、技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に取り組んでいます。

### 【ポイント】

労働基準関係法令違反が認められた実習実施者は、監督指導を実施した**228事業場**のうち**144事業場**(63.2%)。

主な違反事項は、

使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準 **52件**(36.1%)

労働時間 **48件**(33.3%)

賃金台帳に法定事項を記載していない等 **24件**(16.7%)

の順に多かった。

## 平成29年11月から新たな技能実習制度が施行しました

平成29年11月1日に施行された外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号)に基づいて、新しい技能実習制度が実施されています。

福岡労働局は、新たに設立された「外国人技能実習機構」と連携し、引き続き、技能実習生の労働条件の確保に向けた取組を進めています。

福岡労働局と「外国人技能実習機構」は、技能実習生の労働条件の確保を図るため、その監督等の結果を相互に通報し、また、強制労働等技能実習生の人権侵害が疑われる事案については、合同監督・調査を行うこととしています。

# 技能実習生の実習実施者に対する監督指導結果 (平成29年1月～12月)

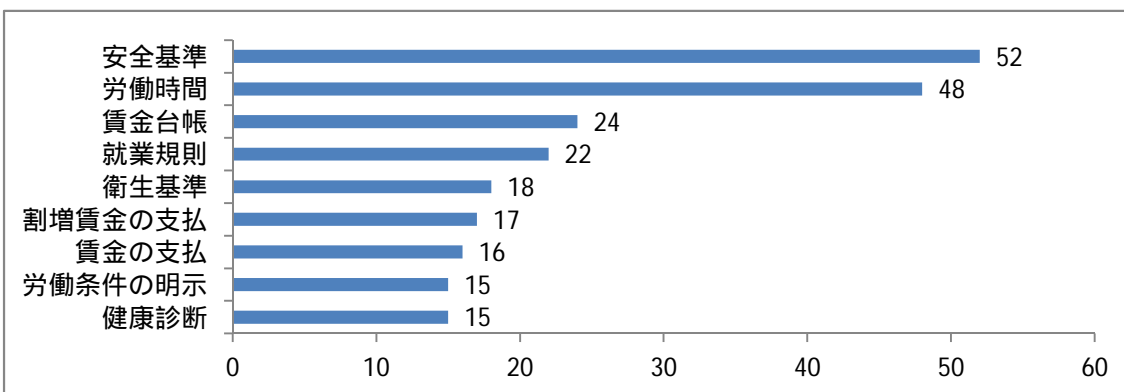
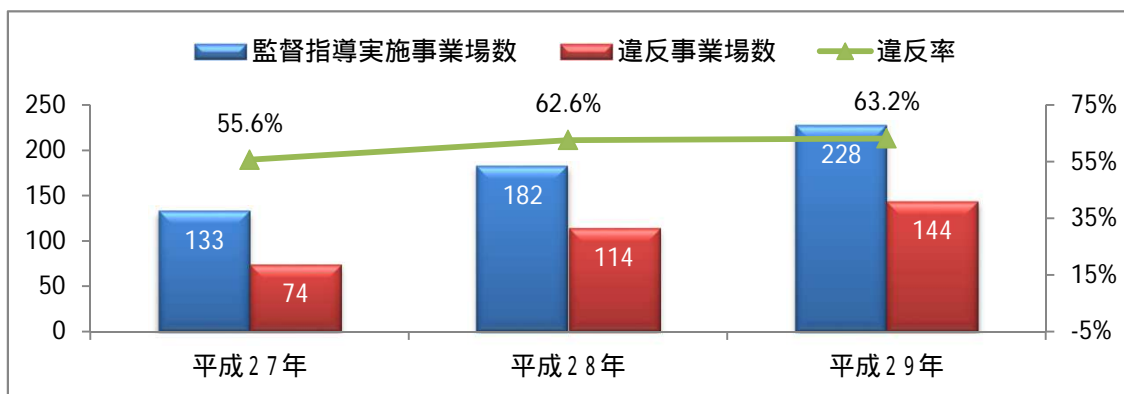
## 1 監督指導状況

監督指導実施事業場数 2 2 8 件

違反事業場数 1 4 4 件 ( 63.2% )

主な違反内容		違反件数 ( 1 )	
労働基準法 第15条		15	( 10.4 % )
同 法 第24条		16	( 11.1 % )
同 法 第32・40条		48	( 33.3 % )
同 法 第37条		17	( 11.8 % )
同 法 第89条		22	( 15.3 % )
同 法 第108条		24	( 16.7 % )
同法第96条 (寄宿舍基準)	安 全	1	( 0.7 % )
	衛 生	1	( 0.7 % )
労働安全衛生法第20～25条(安全基準)		52	( 36.1 % )
同 法 第20～25条(衛生基準)		18	( 12.5 % )
同 法 第66条(健康診断)		15	( 10.4 % )
最低賃金法第4条 ( 2 )		2	( 1.4 % )

- 1 一つの事業場で複数の違反が認められることがあるため、違反件数と違反事業場数は一致しない
- 2 約定賃金額が地域別最低賃金額未満の場合に限る。
- 3 違反件数の割合は、違反事業場数に対する割合



## 事例 1

### 概要

外衣下着製造業を営む事業場に隣接している屋外エレベータを使用して技能実習生(ベトナム国籍)が荷上作業を行っていたところ、2階床よりエレベータ搬器内へ転落したことを契機として監督指導を実施したもの。

### 違反内容

技能実習生の労働災害の原因となったエレベータについて、法令の規格に適合していなかったため、使用停止命令を措置。このほか、技能実習生に対して定期健康診断を実施していない、時間外労働に対する割増賃金が適正に支払われていないことが認められたため、是正勧告した。

### 指導事項

エレベータに使用停止命令  
労働安全衛生法第20条(安全基準)、第45条(定期自主検査)、第66条(定期健康診断)、100条(設置報告書)違反  
労働基準法第37条違反

## 事例 2

### 概要

農業を営む事業場に対し、福岡入国管理局と合同で監督・調査を実施したもの。

### 違反内容

技能実習生に対する賃金の支払いについて、最低賃金未満であったほか、手当の一部不払い、労働条件を書面で明示していないことが認められたため是正勧告した。

また、技能実習生に対して、月80時間を超える所定時間外労働を行わせていたことから、過重労働による健康障害防止対策として所定時間外労働の削減を併せて指導した。

### 指導事項

最低賃金法第4条違反  
労働基準法第15条(労働条件の明示)、第24条(賃金の支払い)違反  
所定時間外労働の削減

## 事例 3

### 概要

労働災害(日本人労働者)を契機として、金属製品製造業を営む事業場に対して監督指導を実施したところ、技能実習生に月80時間を超える違法な時間外労働が認められたもの。

### 違反内容

技能実習生4人に対し、月80時間を超える違法な時間外労働を行わせていたことが認められたため、是正勧告した。

また、過重労働による健康障害防止対策として時間外労働の削減と長時間労働者に対する面接指導等の実施方法及び実施体制の検討を併せて指導した。

### 指導事項

労働基準法第32条(労働時間)違反  
時間外労働の削減及び健康障害防止対策

## 2 福岡県内における技能実習生の労働災害発生状況

平成29年、福岡県内において技能実習生に係る休業4日以上の労働災害は15件発生している。

国籍別では、ベトナム人7名(46%)、中国人5名(33%)、タイ人、ネパール人及びフィリピン人1名(7%)の順であった。

業種別では、製造業9件(60%)、建設業及び畜産業2件(13%)、事故の型別では、はさまれ・巻き込まれ6件(40%)、動作の反動・無理な動作及び激突2件(13%)の順であった。

労働災害発生件数(国籍別)

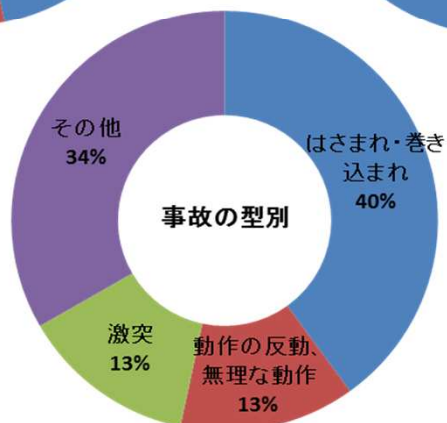
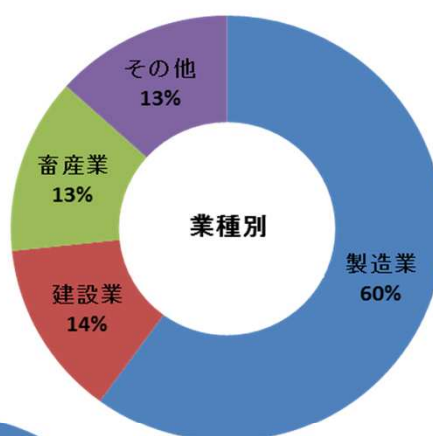
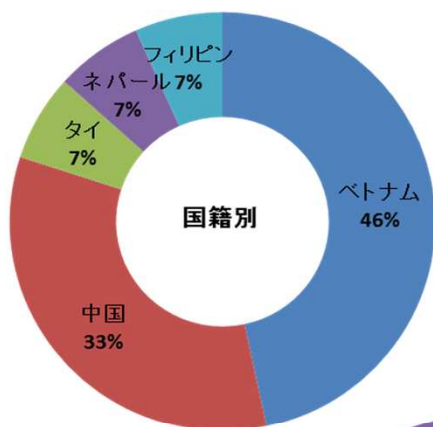
国籍	人数
ベトナム	7
中国	5
タイ	1
ネパール	1
フィリピン	1
合計(人)	15

労働災害発生件数(業種別)

業種	件数
製造業	9
建設業	2
畜産業	2
その他	2
合計(件)	15

労働災害発生件数(事故の型別)

事故の型	件数
はさまれ・巻き込まれ	6
動作の反動、無理な動作	2
激突	2
その他	5
合計(件)	15



### 3 福岡労働局と福岡入国管理局との相互通報件数

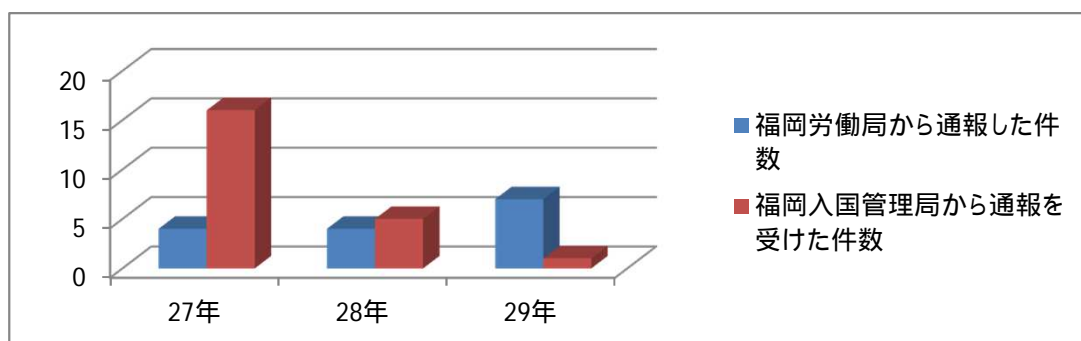
技能実習生の労働条件の確保を図るため、福岡労働局と福岡入国管理局が、その監督等の結果を相互に通報している。

平成29年、福岡労働局から福岡入国管理局へ通報( 1)した件数は7件、福岡入国管理局から福岡労働局へ通報( 2)された件数は1件である。

福岡労働局が、福岡入国管理局から通報を受けた実習実施者については、監督指導等を実施している。

- 1 福岡労働局から福岡入国管理局へ通報する事案  
労働基準監督機関において実習実施者に対して監督指導等を実施した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令が認められた事案
- 2 福岡入国管理局から福岡労働局へ通報する事案  
福岡入国管理局において実習実施者を調査した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案

	27年	28年	29年
福岡労働局から通報した件数	4	4	7
福岡入国管理局から通報を受けた件数	16	5	1



出典:法務省:在留外国人統計

# 外国人労働者向け 相談機関のご案内

## 外国人労働者向け相談ダイヤル

外国語で電話相談いただける窓口です。

労働条件に関する問題について、法令の説明や各関係機関の紹介を行います。

(それぞれの言語を担当する全国の労働局の外国人労働者相談コーナーにつながります)

言語	開設曜日	開設時間	電話番号
英語 English	月～金	午前 10 時～午後 3 時 (正午～午後 1 時は除く)	0570 - 001701
中国語 Chinese			0570 - 001702
ポルトガル語 Portuguese			0570 - 001703
スペイン語 Spanish			0570 - 001704
タガログ語 Tagalog	火、水		0570 - 001705
ベトナム語 Vietnamese	水、金		0570 - 001706

1 祝日、12月28日～1月3日は除きます。

2 通話料は発信者負担となります。

## 外国人労働者相談コーナー

福岡労働局では、外国人労働者相談コーナーに英語担当の相談員を配置して窓口相談に応じています。労働条件等に関するご相談について、お気軽にご利用ください。

開設場所	福岡労働局労働基準部監督課 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館4階
開設日	毎週火曜日、第2・4木曜日
開設時間	午前9時～午後4時30分 (正午～午後1時は除く)
対応言語	英語
電話番号	092-411-4862